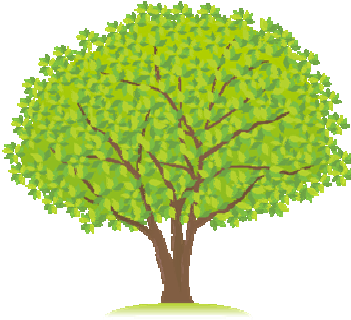




(はたひろき)

令和2年5月号 vol.67



緊急事態宣言が出されてからというもの、あまり外出ができない日々、いかがお過ごしでしょうか。
こんな中でも、マンションの裏のイチヨウの木の葉が、少し前に小さく顔を出したばかりだったのに、あっという間に成長して、今ではしっかりとしたイチヨウの葉の形を成している姿を見ると、自然の力から勇気もらえる気がします。
いつ収束するのか分からない大変な状況ではありますが、皆さまとともにこの困難を乗り越えていけたらと思います。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

新型コロナウイルスの影響で、中国からの供給に頼っていたトイレやキッチンなどの資材が届かず、住宅の購入にも影響が出てきているようです。住宅ローン控除について、税制上の特例措置が講じられることになりました。

”令和2年12月までに入居できなくても13年の住宅ローン控除が可能に”

消費税率の10%への引き上げにともない、増税後の消費税で住宅を購入し、令和2年12月末までに入居をした場合、住宅ローン控除を13年間で延長する(従来は10年間)措置が、今年からスタートしていました。
しかし、現在、新型コロナウイルスの影響による資材の供給遅れで住宅建設が予定通りに行われていない状況が生じており、次のような特例が講じられることになっています。

以下の要件を満たす場合は、令和2年12月末までに入居を完了しなくても、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を利用できます。
○新築の場合 → 令和2年9月末までに契約を行い、令和3年12月末までに入居をしていること
○建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合 → 令和2年11月末までに契約を行い、令和3年12月末までに入居をしていること

中古住宅取得から6か月以内の入居要件も緩和されています。
ただし、いずれも適用には契約日に期限があるのでご注意ください。

「今月の本の紹介」

「売上を減らそう」
(佰食屋 中村 朱美 著・ライツ社)

”営業わずか3時間” ”どんなに売れても100食限定” ”飲食店でも残業ゼロ”という業績至上主義から解放されたお店の経営スタイルには感動すら覚えました。

働き方改革というフレーズが、合い言葉のようにになっている今の時代ですが、本来は、その先には私たちの生き方改革が伴わなければ意味がないのではと思います。

足るを知って、他者の生き方を尊重できるような経営者が周囲を幸せにするのだと気付かされた一冊です。

「気まぐれ簡単レシピ」

<いちご豆乳かん>

今回は初めてのスイーツ、stay home 中のおやつにオススメ

・豆乳 400ml、粉寒天 4g

・メープルシロップ 大3~4、ゆで小豆 150g、いちご

①豆乳と粉寒天を鍋で混ぜながら加熱。煮立ったら弱火にしてアクを取り、寒天を溶かす。

②メープルシロップを加え溶かし火を止める。

③ゆで小豆を加え混ぜ、粗熱を取る。(水をはったボウルに鍋ごとつける)

④器にイチゴを並べ、③を流し入れ、冷蔵庫で冷やす。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所